

災害公営住宅の家賃軽減について

災害公営住宅に入居する低所得者については、国の「東日本大震災特別家賃低減事業」を活用し、生活の安定を図るため災害公営住宅管理開始から 5 年間は最大約 70 パーセントの低減を実施し、6 年目以降段階的に家賃を引き上げ、11 年目から通常家賃となる低減制度を行ってきている。

平成 25 年度に管理開始を行った災害公営住宅については、平成 31 年度に 6 年目を迎えることから今後は低減額が縮小となる。その為、平成 31 年度から市独自の特別家賃軽減事業拡充が求められている。

1. 支援の内容

(1) 特別家賃低減事業の拡充支援

- ①対象は、政令月収 80,000 円以下の入居者(災害公営住宅入居世帯の約 72%)
- ②管理開始 6 年目から段階的に低減額が縮小するところを 10 年目まで据え置く。
- ③11 年目に本来家賃とする。
- ④平成 31 年度対象予定世帯数 245 世帯



資料編

団地名	管理戸数	H31年度低減対象予定世帯数
伊保石住宅	35	28
錦町住宅	40	36
浦戸桂島住宅	13	8
浦戸野々島住宅	15	13
浦戸寒風沢住宅	11	4
浦戸朴島住宅	5	4
清水沢東住宅	170	84
錦町東住宅	70	43
北浜住宅	31	25
合計	390	245

平成30年12月現在